

立教大学立教学院史資料センターにおける資料の利用に関する規程

制定 2017年1月1日

施行 2017年1月1日

(趣旨)

第1条 本規程は、立教学院史資料センター規程第3条第4号の規定に基づき、立教大学立教学院史資料センター（以下「センター」という。）の所蔵資料の公開およびレファレンスサービスの業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 センターは、所蔵する資料を立教学院構成員及び、それ以外の教育・研究機関に所属する研究者・学生及び、市民一般の利用に供するものとする。

(業務)

第3条 センターは、資料の利用に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 閲覧
- (2) 複写
- (3) レファレンス
- (4) その他センター長が必要と認めた業務

(閲覧)

第4条 所蔵資料の閲覧は、所定の手続きにより、センター長の許可を得なければならない。

2 資料閲覧の場所及び日時は、センター長が指定する。

(複写)

第5条 所蔵資料の複写は、センター長が指定した方法によるものとする。

2 資料の保存等の状況により、センター長は複写を制限することがある。

3 複写等（電子媒体等により、センターが提供した資料を含む）を行った資料を展示、出版等に使用する場合、利用者はセンター所蔵であることを適切な方法で表示しなければならない。

(レファレンスの依頼)

第6条 利用者は、次に掲げる事項について、レファレンスを依頼することができる。

- (1) 立教学院史に関する資料の検索に関する助言
- (2) 立教学院史に関する資料又は参考文献の紹介

2 レファレンスを希望する者は、センター室員にその旨を申し出て、協力を得るものとする。

(特別貸出)

第7条 学術研究、社会教育等を目的とし、特にセンター長が許可した場合は、資料の貸出を行うことがある。

2 資料の貸出を申請する場合、利用者は所定の書類をセンター長に提出しなければならない。

(利用の制限)

第8条 センター長は、資料を利用に供することが次に掲げるいずれかの事項に該当す

ると判断した場合、その利用を制限することができる。

- (1) 個人情報の不適切な提供又はプライバシーの侵害にあたる時。
- (2) 寄贈者との取り決めに反する時。
- (3) 利用により資料が破損又は著しく劣化するおそれがある時。
- (4) その他利用制限が必要とセンター長が判断する時。

(賠償責任等)

第9条 利用者が資料を滅失、棄損又は汚損したときは、直ちにその旨をセンター長に申し出なければならない。

2 資料の滅失、棄損又は汚損により生じた損害について、センターは、利用者に対し賠償を請求できるものとする。

(利用者の責任・センターの免責)

第10条 利用者は、資料に含まれる情報を利用することによって著作権、プライバシー等第三者の権利利益を侵害したときは、その一切の責任を負うものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センター利用に関し必要な事項は、センター運営委員会の議を経てセンター長が定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、センター運営委員会の議を経てセンター長が行う。

附 則

1 この規程は、2017年1月1日から施行する。